

和歌山県議会開会三百回記念宣言

昭和二十二年五月、新憲法に基づく新しい地方自治制度により、和歌山県議会の臨時議会が開かれて以来、今議会をもって、三百回を迎える運びとなった。

当時を顧みれば、未だ占領統治下で食糧事情もままならぬ中、同年四月の選挙で四十四名の議員が当選され、初の公選知事の招集に応じ、制度の改革に伴う議案や条例などが審議された。

その後、我が国は、目覚ましい発展を遂げ、本県議会も、昭和六十三年には、開会二百回記念を迎えることとなった。

時を経、三百回記念を迎えた今日の状況を見れば、内外の厳しい状況に対応し、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るため、現在、地方分権改革が進められている。

本県議会においても、地方分権時代の開かれた議会をめざして、インターネットによる本会議の中継をはじめ、積極的な広報を展開し、県民と県の課題についての意識の共有を図ることとした。

また、議員自らの提案により紀の国森づくり税条例を成立させるなど、議会の政策立案機能の充実を図っている。

日常、地域の住民に直接、接している議員によって構成される議会こそが、県勢発展と住民福祉の増進について重大な責務を負うべきものと考えらる。

今、まさに県議会開会三百回という記念すべきときを迎えるに当たり、県民の期待と信託に応え、県民の代表として、議会の使命の達成に全力をあげて取り組むことをここに宣言する。

平成二十二年十一月三十日

和歌山県議会